

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症患者の取扱いについて

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症患者の取り扱いについて、感染症対策推進本部事務連絡(令和5年3月17日、令和5年3月29日最終改正)、保険局医療課事務連絡(令和5年3月31日)、(令和5年4月6日)等で取り扱いが示されました。

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」に関してこれまで出されていた事務連絡はすべて廃止され、5月8日以降は、令和5年3月31日の事務連絡、施設基準の特例は4月6日付事務連絡により取り扱うこととなりました。

つきましては、保団連ホームページに5月8日以降の取り扱いの概要(医科・歯科)を掲載しております。

「新型コロナウイルス感染症対策特集」のバナー(下図参照)をクリック、または右記二次元コードをご参照下さい。URLは下記の通りです)ので、ご参照ください。



URL⇒<https://hodanren.doc-net.or.jp/medical/covid-19/>

▶ 保団連HPの該当ページ



鹿児島県保険医協会

(電話：099 - 254 - 8662、FAX：099 - 254 - 8667)